

大和市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第8号

大和市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 大和市個人情報保護条例施行規則（平成10年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第26条を第27条とし、第15条から第25条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条第1項第1号中「(平成9年法律第123号)」を削り、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第2条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（個人識別符号）

第2条 条例第2条第5号の実施機関が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

(7) 次に掲げる証明書に、その発行を受ける者ごとに異なるものとなるよう当該証明書に記載された文字、番号、記号その他の符号であつて、当該証明書ごとにそれぞれ次に定めるもの

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証 記号、番号及び保険者番号

イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証 番号及び保険者番号

(8) 前各号に掲げるもののほか、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）第4条各号に掲げるもの

別表第1中「第3条」を「第4条」に改める。

別表第2中「第25条」を「第26条」に改め、同表関係条文の欄を次のように改める。

関係条文
第3条
第6条
第8条
第8条
第8条
第8条
第8条
第9条
第10条
第11条
第12条
第17条
第18条
第18条
第19条
第20条
第21条
第22条

第23条
第23条
第24条
第25条

第2条 大和市個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第27条を第28条とし、第16条から第26条までを1条ずつ繰り下げる。

第15条第1項第2号中「(昭和24年法律第283号)」を削り、同条を第16条とし、第14条を第15条とし、第6条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条第1項第6号中「(平成17年法律第123号)」を削り、同条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(要配慮個人情報)

第3条 条例第7条第7号の実施機関が定める記述等は、次の各号のいずれかに該当する事項を内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いの

ある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

別表第1中「第4条」を「第5条」に改める。

別表第2中「第26条」を「第27条」に改め、同表関係条文の欄を次のように改める。

関係条文
第4条
第7条
第9条
第9条
第9条
第9条
第9条
第10条
第11条
第12条
第13条
第18条
第19条
第19条
第20条
第21条
第22条
第23条
第24条
第24条
第25条
第26条

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年10月1日から施行する。